

「中高年世代活躍応援プロジェクト京都協議会」設置要領

1 協議会設置の趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」のもと、京都府では、令和 2 年から関係機関や関係団体を構成員とする「京都就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、令和 6 年度までの約 5 年間、府内の就職氷河期世代の方々の集中支援を地域全体で取り組んできた。

令和 7 年度以降については、骨太の方針 2024 において、「就職氷河期世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着まで切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、京都府においても就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を広げるための支援に取り組んでいくため、「中高年活躍応援プロジェクト京都協議会」（以下「京都協議会」という。）を設置する。

京都協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換等を通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

別紙に掲げる機関・団体で構成する。

なお、必要に応じ、福祉から就労まで一気通貫の支援策を検討、実施するための分科会を設置し、その構成団体、その他の関係団体等からのヒアリングを実施する場合がある。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載する各構成員の主な役割は下記の通りとする。

（1）行政機関

① 京都労働局（職業安定部）

- ・ 京都協議会のとりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

② 京都府

- ・ 京都協議会のとりまとめ事務局（副担当）
- ・ 市町村プラットフォーム（以下「市町村 P F」という。）との連絡調整

- (主担当)
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ (副担当)
 - ・ 実施事業の進捗管理 (副担当)
 - ・ 各種支援策の周知、広報、実施
- ③ 京都市
- ・ 京都協議会のとりまとめ事務局 (副担当)
 - ・ 事業実施計画の策定とりまとめ (副担当)
 - ・ 実施事業の進捗管理 (副担当)
 - ・ 各種支援策の周知、広報、実施
- ④ 就労支援機関
- (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部、京都府社会福祉協議会、地域若年サポートステーション)
- ・ 職業訓練の充実
 - ・ 職業自立に向けた支援
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
 - ・ 京都協議会とりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- (2) 経済団体、労働団体
- ・ 中高年世代の積極的採用や正社員化の促進、行政支援策等の周知
 - ・ 京都協議会とりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報

4 京都協議会における取組事項

京都協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取り組みを促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3類型の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省から示された「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者推計票」を参考とする。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しているながら非正規雇用で働いている者
- ・ 前職が非正規雇用で正規雇用を希望している求職中の者

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者

- ・ ひきこもりの状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(2) KPI (重要業績評価指標) の設定及び事業実施計画の策定

- ① KPIは適切なものを検討の上、設定する。

② KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。

③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

※ なお、詳細については、厚生労働省から示された参考値を踏まえて策定することとし、支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものであり、京都協議会は、「(1) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、「③社会参加に向けた支援を必要とする者」については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら市町村PFの取り組みを支援する。

(3) 機運醸成及び行政支援策の周知

府内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む機運を醸成し、関係機関が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む待遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やその家族等に対して各支援策の周知、広報を図る。

(4) 市町村PFとの連携

京都協議会は、市町村PFの事務局を所管する福祉担当と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 府内の経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮等）
- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作り支援
- ・ 京都府を越えた自治体間の広域的な取組支援
- ・ 市町村PFの好事例の周知、必要な情報提供

5 京都協議会の会議運営

(1) 京都協議会に座長を置き、京都労働局職業安定部職業安定課長をもって充てる。なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

(2) 4の協議を行うため、原則、年2回を目安に協議会を開催することとするが、この他、必要に応じて開催することも可能とする。

6 秘密の保持

京都協議会の構成員及び協議会に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則 この要領は令和7年10月8日から施行する。

設置要領「2構成員」は以下の通り

1 経済団体

京都商工会議所
京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会
一般社団法人 京都経営者協会
一般社団法人 京都経済同友会
公益社団法人 京都工業会

2 労働団体

日本労働組合総連合会・京都府連合会（連合京都）

3 行政

京都労働局
京都府
京都市
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部
社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
地域若者サポートステーション（京都・京都南・北京都）